

たのしいでんきプラン別説明書

PRIME

(プライム)プラン

<あんしんサポート365 無償付帯商品>

北海道 東北 東京 中部 北陸

関西 中国 四国 九州

2021年10月19日実施

2024年4月1日改正

HTBエナジー株式会社

たのしいでんきプラン別説明書

[PRIME]

目 次

1	契約種別	4
2	PRIME 北海道	5
3	PRIME 東北	6
4	PRIME 東京	7
5	PRIME 中部	8
6	PRIME 北陸	9
7	PRIME 関西	10
8	PRIME 中国	11
9	PRIME 四国	12
10	PRIME 九州	13
11	本説明書の変更および廃止	14

たのしいでんきプラン別説明書 PRIMEプラン は、(以下、「本プラン」といいます。)は、当社のたのしいでんき約款(以下、「たのしいでんき約款」といいます。)に基づき、電灯または小型機器をご使用の個人のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。

1. 実施期日と適用条件

実施期日と適用条件 本説明書は、2021年10月19日より実施し、お客さまにより本プランへのお申し込みがなされ、その後当社が承諾し契約に至った場合に適用されます。あんしんサポート365は、PRIMEプラン切替完了日または電気供給開始日が当月15日までのお客さまは翌月1日また当月15日以降のお客さまは翌々月1日よりサービス開始となります。

2. あんしんサポート365

本プランは、あんしんサポート365が無償付帯されている商品となります。あんしんサポート365は、当社が提供するサービスです。あんしんサポート365の内容、料金等は、当社WEBサイトに掲載しております。

あんしんサポート365 問い合わせ先

時間…24時間365日

電話番号…0120-431-365

3. 料金表

本説明書における、電気料金については次の「たのしいでんき 料金表」において、定めます。

たのしいでんき 料金表

本約款における、電気料金およびその請求等の条件についてはこの料金表において、当社が定めます。

1 契約種別

契約種別は、次のとおりとします。

需 要 区 分	契 約 種 别
電 要	PRIME 北海道 従量電灯 B
	PRIME 東北 従量電灯 B
	PRIME 東京 従量電灯 B
	PRIME 中部 従量電灯 B
	PRIME 北陸 従量電灯 B
	PRIME 関西 従量電灯 A
	PRIME 中国 従量電灯 A
	PRIME 四国 従量電灯 A
	PRIME 九州 従量電灯 B

2 PRIME 北海道

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 B

イ. 適用条件

- (1) 供給地が、北海道電力ネットワーク株式会社管内であること。
- (ロ) 契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (ハ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ. 契約電流

- (イ) 契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額および「たのしいでんき約款」別表5(容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額の合計とします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電流 30A	1,002 円 54 銭
契約電流 40A	1,295 円 80 銭
契約電流 50A	1,619 円 75 銭
契約電流 60A	1,943 円 70 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

契約電流 30A	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	23 円 49 銭
	120キロワット時をこえ280キロワット時までの 1キロワット時につき	29 円 65 銭
	280キロワット時をこえる1キロワット時につき	33 円 30 銭
契約電流 40A・50A・60A	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	22 円 77 銭
	120キロワット時をこえ280キロワット時までの 1キロワット時につき	28 円 75 銭
	280キロワット時をこえる1キロワット時につき	32 円 28 銭

PRIME 東北

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 B

イ. 適用条件

- (1) 供給地が、東北電力ネットワーク株式会社管内であること。
- (ロ) 契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (ハ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ. 契約電流

- (イ) 契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額および「たのしいでんき約款」別表5(容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額の合計とします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電流 30A	970 円 20 銭
契約電流 40A	1,254 円 00 銭
契約電流 50A	1,567 円 50 銭
契約電流 60A	1,881 円 00 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

契約電流 30A	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18 円 21 銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1キロワット時につき	24 円 82 銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28 円 69 銭
契約電流 40A・50A・60A	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17 円 65 銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1キロワット時につき	24 円 06 銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	27 円 82 銭

PRIME 東京

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 B

イ. 適用条件

- (1) 供給地が、東京電力パワーグリッド株式会社管内であること。
- (ロ) 契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (ハ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ. 契約電流

- (1) 契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額および「たのしいでんき約款」別表5(容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額の合計とします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電流 30A	840 円 84 銭
契約電流 40A	1,086 円 80 銭
契約電流 50A	1,358 円 50 銭
契約電流 60A	1,630 円 20 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

契約電流 30A	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19 円 48 銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1キロワット時につき	25 円 95 銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	29 円 96 銭
契約電流 40A・50A・60A	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18 円 89 銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1キロワット時につき	25 円 16 銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	29 円 04 銭

3 PRIME 中部

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 B

イ. 適用条件

- (1) 供給地が、中部電力パワーグリッド株式会社管内であること。
- (ロ) 契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (ハ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツまたは50ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ. 契約電流

- (イ) 契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額および「たのしいでんき約款」別表5(容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額の合計とします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電流 30A	840 円 84 銭
契約電流 40A	1,086 円 80 銭
契約電流 50A	1,358 円 50 銭
契約電流 60A	1,630 円 20 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

契約電流 30A	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	20 円 62 銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1キロワット時につき	25 円 00 銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	27 円 89 銭
契約電流 40A・50A・60A	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19 円 99 銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1キロワット時につき	24 円 23 銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	27 円 04 銭

4 PRIME 北陸

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 B

イ. 適用条件

- (1) 供給地が、北陸電力送配電株式会社管内であること。
- (ロ) 契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (ハ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ. 契約電流

- (イ) 契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額および「たのしいでんき約款」別表5(容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額の合計とします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電流 30A	711円 48 銭
契約電流 40A	919円 60 銭
契約電流 50A	1,149円 50 銭
契約電流 60A	1,379円 40 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

契約電流 30A	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17円 48 銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1キロワット時につき	21円 30 銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	22円 97 銭
契約電流 40A・50A・60A	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	16円 95 銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1キロワット時につき	20円 64 銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	22円 27 銭

5 PRIME 関西

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 A

イ. 適用条件

- (1) 供給地が、関西電力送配電株式会社管内であること。
- (ロ) 使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます。)が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ハ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします)が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむを得ない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ. 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

二. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額および「たのしいでんき約款」別表5(容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額の合計とします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。

契約容量 6キロボルトアンペア未満	323 円 95 銭
-------------------	------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

15キロワット時をこえ120キロワット時までの 1キロワット時につき	19 円 29 銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1キロワット時につき	24 円 42 銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	27 円 27 銭

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金および「たのしいでんき約款」別表2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額の合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金、「たのしいでんき約款」別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および「たのしいでんき約款」別表5(容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額の合計といたします。

1契約につき最初の15キロワット時まで	323 円 95 銭
---------------------	------------

6 PRIME 中国

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 A

イ. 適用条件

- (1) 供給地が、中国電力ネットワーク株式会社管内であること。
- (ロ) 使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます。)が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ハ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします)が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむを得ない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ. 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

二. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額および「たのしいでんき約款」別表5(容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額の合計とします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。

契約容量 6キロボルトアンペア未満	320 円 03 銭
-------------------	------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

15キロワット時をこえ120キロワット時までの 1キロワット時につき	19 円 72 銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1キロワット時につき	26 円 07 銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28 円 08 銭

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金および「たのしいでんき約款」別表2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額の合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金、「たのしいでんき約款」別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および「たのしいでんき約款」別表5(容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額の合計といたします。

1契約につき最初の15キロワット時まで	320 円 03 銭
---------------------	------------

7 PRIME 四国

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 A

イ. 適用条件

- (1) 供給地が、四国電力送配電株式会社管内であること。
- (ロ) 使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます。)が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ハ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします)が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむを得ない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ. 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

二. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額および「たのしいでんき約款」別表5(容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額の合計とします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。

契約容量 6キロボルトアンペア未満	390 円 83 銭
-------------------	------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

11キロワット時をこえ120キロワット時までの 1キロワット時につき	19 円 35 銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1キロワット時につき	25 円 64 銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28 円 98 銭

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金および「たのしいでんき約款」別表2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額の合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金、「たのしいでんき約款」別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および「たのしいでんき約款」別表5(容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額の合計といたします。

1契約につき最初の11キロワット時まで	390 円 83 銭
---------------------	------------

8 PRIME 九州

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 B

イ. 適用条件

- (1) 供給地が、九州電力送配電株式会社管内であること。
- (ロ) 契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (ハ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ. 契約電流

- (イ) 契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額および「たのしいでんき約款」別表5(容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額の合計とします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電流 30A	873 円 18 銭
契約電流 40A	1,128 円 60 銭
契約電流 50A	1,410 円 75 銭
契約電流 60A	1,692 円 90 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

契約電流 30A	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17 円 11 銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1キロワット時につき	22 円 60 銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	25 円 54 銭
契約電流 40A・50A・60A	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	16 円 59 銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1キロワットにつき	21 円 91 銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	24 円 76 銭

9 本説明書の変更および廃止

- (1) 当社は、本説明書を変更する場合には、たのしいでんき約款 2(約款の変更)に準じます。
- (2) 当社は、本説明書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本説明書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、たのしいでんき約款 2 の 2(供給条件の説明等)に準じます。
- (4) 本説明書廃止に伴う、各種賠償等には応じないものとします。